

令和2年度 やまぐちのキレイな海岸フォトコンテスト実施要領

1 趣旨

山口県には全国に誇れる美しい海岸が数多くあり、また、各地域で海岸環境美化活動が展開されていることから、こうした風景や取組の写真を通じ、県民の環境美化や景観保全の意識の醸成と実践活動の促進を図ります。

2 テーマ

「やまぐちのキレイな海岸」

※山口県内における海岸の清掃活動や稚魚放流等の環境保全活動の様子、美しい海岸の風景等を撮影した作品

3 応募資格

どなたでも応募できます。(プロ・アマを問いません。)

4 応募部門

(1) 環境保全活動部門

海岸清掃や稚魚放流など、海洋環境の保全に関する活動の一コマを撮影したもの

(2) 景観部門

優れた景観など、美しい海岸の一コマを撮影したもの

5 応募締切

令和2年9月4日(金)

6 応募方法

募集作品はプリント又は電子データとします。

(1) PCから応募する場合

応募者は、応募専用のホームページにアクセス(URL:<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/16kaigan/kaiganphotocon.html>)し、応募(投稿)フォームで必要事項を入力の上、写真のデータを添付して投稿してください。

(2) 携帯電話またはスマートフォンから応募する場合

応募者は、応募専用のメールアドレス(kireinakaigan@pref.yamaguchi.lg.jp)宛に、メール本文に必要事項を記入の上、写真のデータを添付して投稿してください。

(3) 郵送または持参により応募する場合

応募者は、応募用紙に必要事項を記入の上、カラープリントした写真とともに、事務局に郵送または持参してください。

<必要事項>

①	部門名(環境保全活動部門、景観部門)
②	応募者氏名、住所、電話番号、メールアドレス
③	撮影年月日
④	撮影場所(市町名、海岸名)
⑤	タイトル
⑥	コメント(写真のアピールポイントや撮影時のエピソードなど)

①～④は必須項目、⑤⑥は任意項目

7 応募写真の規定

(1) 基本事項

- 山口県内の海岸で令和元年9月1日（日）から令和2年8月31日（月）までに撮影した写真に限ります。なお、画像の加工は可とします。
- 応募作品は、未発表または発表予定のない自作品に限り、応募点数は、1人何点でも認めます。

(2) 写真をプリントして応募する場合

- カラーL版以上四つ切りまで。（ワイド四つ切可）
- 写真の裏面には、必ず応募者の名前を記入してください。

(3) 写真を電子データで応募する場合

- デジタルカメラまたはスマートフォン等で撮影した JPEG 形式で 10MB 以内の画像データとします。

8 応募上の注意

- 応募データは、原則として返却しません。
- 応募に要する経費は、応募者の負担とします。
- 入賞作品の著作権は、山口県に帰属します。なお、プリントで応募した入賞作品については、ポスター等で使用することから、データ又はネガの提出を求めます。
- 応募作品は以下に掲げるものについて山口県が自由に使用できるものとします。なお、これらへの掲載および展示にあたって、応募者はクレジットの明記などを含む著作権法上の著作者人格権を行使しないものとします。
その際、著作者の承諾を得ることなく投稿作品の一部を加工（トリミング・一部削除・加筆修正等）させて頂くことがございますので、あわせてご了承ください。
 - ・山口県が作成する海洋ごみ対策の普及啓発を目的としたホームページやポスター等の素材としての使用
 - ・山口県が企画する展示会等での掲載
 - ・山口県が掲載を依頼、承諾した報道機関等への提供
 - ・山口県が承諾した第三者が企画する展示会や印刷物等への掲載
- 応募作品に肖像権を有する人物または建造物が含まれている場合には、応募者本人が公表の承諾を得た上で、応募してください。（肖像権侵害等については、応募者の責任で対処することとなります。）
- 立入禁止区域からの撮影や無許可での私有地からの撮影など、モラルに著しく反した作品や、募集テーマにそぐわない作品に関しては主催者の判断により失格とすることがあります。

9 審査・発表

(1) 審査方法

審査会において、部門毎に最優秀作品、優秀作品、入選作品を選考します。

(2) 審査結果の公表

入選者に直接連絡するとともに、県のホームページで公表します。

10 入賞作品数、副賞（両部門共通）

- 【最優秀賞】 1点（県産農水産物 1万円相当）※表彰状の授与を行います。
- 【優秀賞】 2点（県産農水産物 7千円相当）
- 【入選】 5点（県産農水産物 5千円相当）

11 入賞作品等の使用

- 両部門の入賞作品については、県が作成する啓発ポスターやホームページでの公表など、海岸漂着ごみ等の発生抑制のための普及啓発に使用する場合があります。
- 下関市、長門市、萩市、阿武町内で撮影された作品については、令和3年度の「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」の啓発用ポスターに利用する場合があります。

12 主催

山口県海岸漂着物対策推進協議会、山口県

13 応募先

- (1) PCから応募する場合
応募専用ホームページ
URL : <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/16kaigan/kaiganphotocon.html>
- (2) 携帯電話またはスマートフォンから応募する場合
応募専用メールアドレス
kireinakaigan@pref.yamaguchi.lg.jp
- (3) 郵便または持参により応募する場合
(事務局)
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
山口県廃棄物・リサイクル対策課

14 その他

応募者は、撮影や環境保全活動において、新型コロナウイルス感染症対策及び熱中症対策を十分にとるようお願いします。

(参考)

厚生労働省ウェブサイト

<新しい生活様式>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

<「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html